



めがね購入費援助事業について



恩納村では、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的にめがねが必要となった児童生徒のめがね購入費を援助しています。

★ 援助額・・・上限 20,000 円

※コンタクトレンズは援助対象外です

※上限を超えた額については自己負担となります



【HP】

★ 対象者・・・下記①～③をすべて満たす児童生徒

- ① 就学援助（要保護・準要保護）の認定を受けている
- ② 学校の視力検査で片裸眼視力が0.6以下と判定された
- ③ 医師にめがねの使用または更新が必要と判断された

★ 申請期間

就学援助の認定を受けてから、令和9年2月28日まで

★ 提出書類 ご提出は、学校または教育委員会へ！

① めがね購入費申請書

※申請書は学校・教育委員会・恩納村HPから取得してください

② 受診結果通知書（一社）日本健康倶楽部 発行のハガキ

③ 医療機関発行の処方箋



★ めがね購入券の使用期限は、令和9年3月31日までです。



（お問合せ）恩納村教育委員会 学校教育課

☎ 098-966-1209

